

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久米南町長 片 山 篤

市町村名 (市町村コード)	久米南町 (663)	
地域名 (地域内農業集落名)	羽出木地区 (羽出木)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月29日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区の農用地面積の内70才以上の農業者は80%以上で、高齢化が進んでいる。
- ・水稻を主に作付けしているが農業機械が老朽化や壊れた時点で、高齢化と併せて作付けをやめている。
- ・農用地は畦畔の面積が多く又法面勾配も急勾配であるため草刈り作業等維持管理に苦慮している。
- ・近年の肥料等の高騰及び米価格の低迷により経営が苦しい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主に作付けしているが、町の特産物(キュウリ)の生産に取り組んでいる新規就農者1名が栽培面積を増やしており、栽培方法等を地域農業者に指導してもらい、水稻から(キュウリ)への転換も考える必要がある。
- ・経営は高価な肥料等の代替え品(牛糞、鶏糞等)について、関係機関からの指導を受けて使用して、少しでも低コストになるように取り組んでいく。
- ・農用地の荒廃はイノシシ等の住む場所になるため現在以上荒廃地が増加しないように取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の目標地図に載せた農用地等を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域計画の見直しを毎年行い、耕作ができなくなった場合は地域の後継者で隣接する農地の耕作者に優先的に集約する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画策定後は農地中間管理機構を使って農地の賃貸借を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内のほ場整備は条件のよい場所は完了しているが、急勾配など条件の悪いところは出来ていない、今後も予定はないので現状で続ける。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域では兼業農家が多く、今後も地域の農地については地域で守っていくことを基本とするため、兼業農家において円滑な経営継承ができるよう地域一体となって取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化期待できる農薬防除作業や畦畔等の草刈り作業について専門業者に委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害対策で防護柵を整備して、定期的に点検を実施し老朽化や破損箇所の修繕や補強を進める。捕獲については集落内免許取得者を中心に進めている。
- ②減肥料の取り組みとして、牛糞堆肥の活用や安価な鶏糞の活用に取り組む。